市民活動補償制度のご案内

②市民活動補償制度とは? ②

熊谷市では、安心して市民活動が行えるように、万が一の事故に備えた保険制度を設けています。この保険は、市民活動団体が行う市民活動の指導者や活動者が活動中に、けがをした場合や死亡した場合、あるいは人や物に損害を与えた場合等に補償を行うものです。

②保険対象となる市民活動とは? ◎

次の①~⑤の内容を満たす活動が対象となります。

- ①市民により自主的に組織された市内に活動拠点を置いた市民活動団体が行う活動
- ②広く公共の利益を目的とした自発的な活動
- ③年間を通じて計画的・継続的に行われている活動
- ④無報酬で行っている活動
- ⑤熊谷市内における活動

具体的には次のような活動が対象となります。

地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、交通安全活動など
青少年育成活動	非行防止活動・子ども会活動など
社会福祉活動	福祉施設等援護活動、高齢者、障害者援護活動など
社会教育活動	文化活動など
自治体主催事業への参加	ゴミゼロ、防災訓練、河川浄化活動など

[※]危険度の高い活動は除外されています。例:山岳登はん、グライダー搭乗など

②保険対象とならない活動 ②

- ▽政治や宗教又は営利を目的とする活動
- ▽有償で行われる活動(※交通費などの実費支給は無報酬とみなします。)
- ▽自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- ▽職場や学校などの行事として行う活動

②保険の補償を受けられる者 ②

☞ 指導者 (市民活動団体において活動の計画立案や運営の指導を行う者、又はこれ に準じる者)

☞活動者 (市民活動団体において活動を実践する者、又はこれに準じる者)

※単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは含みません。

劉保険内容 劉

【傷害保険】 市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、指導者や活動者が死亡 又は負傷した場合に保険金が支払われます。

区分	保険金額(限度額)
死亡補償金	1人につき 200万円
後遺障害補償金	1人につき 6万円から200万円
入院補償金	日額3,000円(180日を限度)
通院補償金	日額2,000円(90日を限度)

※保険対象とならない主な事故

▽指導者・活動者の故意による事故
▽地震、雷など天災による事故

▽疾病(特定疾病は除く。)、脳疾患又は心神喪失による事故

▽自覚症状しかないむち打ち症や腰痛

▽交通事故など車両による事故

【損害賠償保険】 市民活動中の指導者や活動者の過失により、被害者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の 範囲内で保険金が支払われます。

区 分	保険金額
身体賠償	1人につき 5,000万円 1事故5億円まで
財物賠償	1事故につき 1,000万円
保管物賠償	1事故につき 500万円

※免責金額(自己負担額): 1事故につき身体賠償・財物賠償は1,000円、 保管物賠償は5,000円

※保険対象とならない主な事故

▽指導者・活動者の故意による事故
▽地震、雷など天災による事故

▽交通事故など車両による事故

②市民活動中に事故が起きたら ②

万が一、市民活動中に事故があった場合は、次の手続きを行って下さい。

【傷害事故の場合】

- ①市民活動団体の代表者(指導者)から市の所管課(加入団体と関連のある課)へ連絡して下さい。「いつ」・「どこで」・「だれが」・「だれを」・「どうして」・「どうなったか」を代表者が電話連絡。代表者は、事故発生から30日以内に所定の事故報告書を提出して下さい。
- ②市の所管課において、市民活動中の事故であるか判定します。
- ③保険会社において、市民活動保険の適用となるか判定します。
- ④治療完了後、傷害を受けた方から市の所管課へ保険金請求関係書類を提出して下さい。
- ⑤保険会社から傷害を受けた方へ保険金を支払い、保険金支払い済み通知書を送付 します。
- ※賠償事故の場合は、手続きが異なりますので、必ず市の所管課へ連絡して下さい。

塗活動にあたってのお願い

活動にあたっては、代表者、指導者は活動の状況及び参加者を把握し、記録しておくようにして下さい。



《問い合わせ先》

熊谷市市民部市民活動推進課 ☎048-524-1111 内線475

含よくある質問・お問い合わせ含まる

- Q:市民活動保険に加入したいのですが、手続きを教えて下さい。
- A:市民活動団体で初めて加入する場合は、「熊谷市市民活動補償制度登録申請書」(団体の規約又は会則、役員名簿を添付)を、市の所管課(加入団体と関連のある課)へ提出して下さい。一度申請しますと毎年度自動的に更新しますので、次年度以降は申請の手続きは不要です。
- Q:保険料はいくらですか?
- A: 市が保険会社と保険契約を結ぶため、保険料は市が全額負担します。
- Q: 青少年活動等を目的としたスポーツ活動中の事故は保険の対象となりますか?
- A:この保険では、市民活動に関する内容かどうかを問わず、スポーツ活動による事故は 保険の対象とはなりません。
- Q:地域の子どもの見守り活動で移動中の事故は保険の対象となりますか?
- A: 移動を伴う活動であっても、団体が定めた活動の開始地点から終了地点の範囲内であれば保険の対象となります。
- Q:ボランティアに関する講演会を開催しますが、講演を聞きに来た方も対象となります か?
- A:この保険では活動者を対象としています。活動を伴わない参加者は対象となりません。
- Q: 弁当代や交通費を支給したボランティアスタッフも保険の対象となりますか?
- A: 弁当代や交通費といった実費支給の範囲内であれば無報酬の活動とみなし、対象となります。
- Q:個人で行うボランティアは対象となりますか?
- A:個人の活動は対象となりません。計画的・継続的な市民活動を行う、組織された団体に よる活動を対象としています。
- Q:事故報告書の届出窓口はどこですか?
- A:報告は、市の所管課です。

■市民活動中の事故を減らすために

市民活動保険は、市民活動中の万一の事故に備えて設けられた制度ですが、事故を未然に防ぐことが最も大切です。活動にあたっては、以下の点を確認いただき事故のないよう活動をお願いします。

- ○事前に綿密な計画を立てていますか?
- 〇スケジュールや内容に無理はありませんか?
- ○危険な場所はありませんか?(確認や下見をすませておきましょう。)
- 〇用具を使用する場合、点検は済んでいますか?